

# 山口市農業団体育成事業補助金交付要綱

平成29年 4月 1日 制定

(目的)

第1条 この要綱は、農業団体等が地域農業の振興のために行う活動に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、地域農業の維持・発展と担い手の確保・育成を図り、もって本市の農業を活性化させることを目的とする。

(補助対象者等)

第2条 補助金の交付対象となる団体(以下「補助対象者」という。)、補助対象経費及び補助率は、別表に定めるとおりとする。

(補助金交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、山口市農業団体育成事業補助金交付申請書(別記様式第1号)に、次に掲げる内容を記載した書類を添付し、市長が定める期日までに申請しなければならない。

- (1) 前年度の事業実績及び収支決算
- (2) 当該年度の事業計画及び収支予算
- (3) 規約その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定等)

第4条 市長は、前条の申請があった場合において、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付の決定をし、その旨を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(事業計画の変更等)

第5条 補助金の交付決定を受けた補助対象者(以下「補助決定者」という。)は、事業計画を変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、その理由及び事業の遂行状況を市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第6条 補助決定者は、事業を完了したときは、その完了した日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までに山口市農業団体育成事業補助金実績報告書(別記様式第2号。以下「実績報告書」という。)を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第7条 市長は、前条の実績報告書の提出があった場合において、その内容を審査の上、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 前条の規定により通知を受けた補助決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、山口市農業団体育成事業補助金交付請求書(別記様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、第4条第1項の規定による通知に係る金額の範囲内で概算払により補助金を交付することができる。

3 補助決定者は、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、山口市農業団体育成事業補助金概算払請求書(別記様式第4号)により市長に請求しなければならない。

4 市長は、別表に掲げる事業に要する経費について毎年度予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(他の用途への使用の禁止)

第9条 補助金の交付を受けた補助決定者は、当該補助金を他の用途へ使用してはならない。

(報告及び検査等)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、補助決定者に対して報告を求め、若しくは事業の遂行について必要な指示をし、又は関係職員をして帳簿その他関係書類等を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(決定の取消等)

第11条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)この要綱に違反したとき。

(2)補助金の交付について付した条件に違反したとき。

(3)事業の施行方法が不相当であると認められるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、当該補助決定者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 この要綱の制定以前に、山口市農業団体育成事業補助金交付要綱(平成26年4月1日山口市制定)の規定により行われた補助金の交付等については、なお従前の例による。
- 4 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

◆補助対象者、補助対象経費及び補助額

補助対象者	補助対象経費	補助率	備考
(1) 生活改善実行グループ連絡協議会	山口市内の生活改善実行グループ間及び他の女性団体との相互連携を図るための次に掲げる活動に要する経費 (ア) 研修会の開催又は他団体の開催する研修会等への参加 (イ) 機関誌の発行 (ウ) 県行事等への参加 (エ) その他市長が必要と認める活動	事業費の2/3以内	
(2) 山口アグリストクラブ	農林業の近代化及び農村生活の改善に必要な知識技術を習得するための次に掲げる研修の開催又は参加に要する経費 (ア) 農村青年の短期研修及びグループ活動による現地調査研修又は農業改良普及所等が実施する各種研修 (イ) 先進地農家への留学研修	事業費の2/3以内	
(3) 山口県農業協同組合	(ア) 農業農村活性化センターの活動に要する経費	事業費の1/2以内	
	(イ) 農業まつり開催に要する経費	事業費の1/2以内	
(4) 山口市徳地農林業まつり実行委員会	農林業まつり開催に要する経費	事業費の1/2以内	
(5) あとう和牛改良組合	(ア) 山口県畜産共進会への参加に関する経費 (イ) 阿東畜産共励会の開催に関する経費 (ウ) あとう和牛改良組合の活動に関する経費	事業費の2/3以内	
(6) 阿東農林業女性団体連絡協議会	阿東農林業女性団体連絡協議会の活動に関する経費	事業費の2/3以内	

別記様式第1号(第3条関係)

山口市農業団体育成事業補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

山口市長 様

住所又は所在地

団体名

代表者氏名 印

年度において山口市農業団体育成事業を下記のとおり実施したいので、山口市農業団体育成事業補助金交付要綱第3条の規定に基づき、補助金 円  
の交付を申請します。

記

1 事業の目的及び内容

2 経費配分

事業名	総事業費 (A + B)	負 担 区 分		備考
		市補助金 (A)	その他 (B)	
	円	円	円	

### 3 収支予算

#### (1) 収入の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較 増 減		備考
			増	減	
市補助金 その他	円	円	円	円	
合 計	円	円	円	円	

#### (2) 支出の部

事業名	本年度予算額	前年度予算額	比 較 増 減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計	円	円	円	円	

### 4 事業完了予定年月日

年 月 日

別記様式第2号(第6条関係)

山口市農業団体育成事業補助金実績報告書

番 号  
年 月 日

山口市長 様

住所又は所在地

団体名

代表者氏名 印

年 月 日付け指令 第 号の交付決定通知に基づき下記のとおり  
年度山口市農業団体育成事業を実施したので、山口市農業団体育成事業補助  
金交付要綱第6条の規定により、その実績を報告します。

記

1 事業の成果及び内容

2 経費配分

事業名	総事業費 (A + B)	負 担 区 分		備考
		市補助金 (A)	その他 (B)	
	円	円	円	

### 3 収支精算

#### (1) 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較 増 減		備考
			増	減	
市補助金 その他	円	円	円	円	
合 計	円	円	円	円	

#### (2) 支出の部

事業名	本年度精算額	本年度予算額	比 較 増 減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計	円	円	円	円	

### 4 事業完了年月日

年 月 日

別記様式第3号(第8条関係)

山口市農業団体育成事業補助金交付請求書

番 号  
年 月 日

山口市長 様

住所又は所在地

団体名

代表者氏名

印

年 月 日付け 第 号で確定通知のあった 年度山口市農業  
団体育成事業について、下記のとおり請求します。

記

事業名	総事業費	市補助金	既受領額	今回請求額
	円	円	円	円

金融機関	銀行・金庫・農協		支店・支所						
預金種別	普・当・( )	口座番号							
(フリガナ) 名義人									

別記様式第4号(第8条関係)

山口市農業団体育成事業補助金概算払請求書

番 号  
年 月 日

山口市長 様

住所又は所在地

団体名

代表者氏名

印

年 月 日付け指令 第 号で交付決定通知のあった 年度  
山口市農業団体育成事業について、事業遂行上必要があるので、下記により補助金  
円を概算払により交付されるよう請求します。

記

事業名	総事業費	市補助金	既受領額	今回請求額	残 額
	円	円	円	円	円

金融機関	銀行・金庫・農協								支店・支所	
預金種別	普・当・( )	口座番号								
(フリガナ) 名 義 人										